

第4弾 チームにらさきエール商品券事業実施要領

1 目的

原油価格・物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を図るため、プレミアム付商品券を発行し、地域における消費を喚起・下支えする。

2 実施主体

蕪崎市

3 購入対象者

蕪崎市内在住の方

4 販売内容

(1) 発行総額 3億2千5百万円（プレミアム分7千5百万円：プレミアム率30%）

(2) 券種

・ 販売数 25,000冊

1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売

1冊の構成：1,000円券10枚+500円券×6枚（すべて中小事業所専用）

共通券 8,000円分（すべての取扱店で使用可）

中小事業所専用券 5,000円分（中小事業所のみ使用可：大型店使用不可）

(3) 商品券使用対象外商品等

- ・ 電子マネーへのチャージ、他の商品券、プリペイドカード類の金券等、切手、印紙等
- ・ 公共料金の支払、社会通念上不適切と認める商品等
- ・ 明らかな資産形成、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入、性風俗特殊営業等、公営ギャンブルなど
- ・ その他、店舗で定める対象外商品

5 取扱事業所

蕪崎市内に事業所や店舗を構え事業を営む者（移動販売等で蕪崎市内在住者を巡回し、営業するものを含む）で、本事業の趣旨に賛同する事業所とする。

※ 原則的に当該商品券が利用可能な全業種を対象とする。

(1) 令和4年度に実施した「第3弾チームにらさきエール商品券事業」の取扱事業者の意向確認

取扱事業所として参加している店舗に第4弾への参加意向確認を行う。引き続き参加を希望する場合は、申込書により申請を受け付ける（FAX・郵送）。

(2) 取扱事業所の募集

蕪崎市ホームページなどで取扱事業所を募集する。

(3) 取扱事業所申請期間

令和5年7月10日(月)～7月21日(金)

※ 申請期間が過ぎても参加事業所として受け付ける。ただし、チラシ等への掲載ができない場合がある。

(4) 申込窓口

韮崎市役所 産業観光課 商工観光担当

6 プレミアム分の負担

プレミアム分30%は韮崎市が負担し、取扱事業所に参加料や会費等の金銭的な負担は求めない。

7 実施期間

令和5年9月10日(日)～令和6年1月31日(水)

8 販売方法

(1) 販売場所

韮崎市役所のみ 平日 9時00分～16時30分

※ 9月10日(日)、10月22日(日)は、韮崎市役所にて販売する。

(2) 販売期間及び制限

販売を制限する期間を設け販売する。

① 制限期間

令和5年9月10日(日)～10月20日(金) 販売上限 一人2冊

② 販売制限解除日

令和5年10月22日(日) 販売上限 一人2冊/日

(3) 購入履歴システムについて

購入回数及び購入限度を設けるにあたり、システム管理が必要となる。販売時の混雑をできる限り緩和するため、バーコード付きの購入券(ハガキ)を送付する。

(4) 商品券の購入について

購入券(ハガキ)を令和5年8月7日(月)時点で住民登録がある市民へ郵送する。購入希望者は購入券を持参すれば、世帯全員分を購入可能とする。

また、抽出日以降の転入者についても購入可能とし、転入時に住民戸籍担当より購入確認書を渡してもらう。

※ 購入時に購入券を持っていない場合は、本人確認のうえ、購入書を記載することで同一世帯全員分の購入可能とする。

9 商品券換金方法

取扱事業所で回収した商品券の換金は、所定の換金請求書に必要事項を記入し、使用された商品券

を添付して、市役所で換金手続きを行う。

【添付する使用済商品券について】

換金の際、金種毎（千円券と500円券）に100枚単位に輪ゴムで束ねること。端数は、枚数を付箋等に記入し、上部につけ、輪ゴムで束ねること。

換金請求書は、換金額以外を事前に記入し、換金額は市と窓口で確認したうえで記入する。

(1) 換金期間

令和5年9月19日（火）～令和6年2月29日（木）

(2) 換金請求場所

韮崎市役所本庁舎2階 産業観光課 商工観光担当（平日：9時～16時30分）

(3) 振込み予定

換金請求を受付後、2週間程度で指定の口座に振り込む。

※ 振込先は、取扱事業者申込書に記載の口座に行う。

※ 換金期間を過ぎた請求は受け付けができないため、換金期限内に請求すること。

10 注意事項

- (1) 当該業務により知り得た情報は外部に漏らしてはならない。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び転売は禁止する。
- (3) 商品券の再発行及び返金を行わない。
- (4) 商品券の有効期間以降の使用は無効とする。
- (5) 商品券で購入した際のつり銭支払いや返金等を行わない。
- (6) 各店舗において新型コロナウイルス感染症対策を行い、お客等が安心して利用できる環境づくりに努めること。

11 その他

事業終了時に、本商品券事業の検証と今後の参考とするため、取扱店へアンケート調査を実施する。